

# 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた気運醸成及びこども・若者等の意見聴取等業務委託仕様書

## 第1 業務名

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた気運醸成及びこども・若者等の意見聴取等業務

## 第2 事業の目的

本事業は、「こどもまんなか熊本」(※1)の実現に向けて、こどもや子育て世代を社会全体で支えるこども・子育てにやさしい社会づくりを目指し、その気運の醸成を図ることを目的として事業を実施するものであり、本事業の実施を通じて、「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組みを強力に推進していくものである。

また、こども・若者(小学生～大学生)、子育て世代、保育・教育の現場で働く者等の当事者・関係者(以下、こども・若者等という)の意見聴取を対面等にて実施し、本県の様々な施策や令和8年度中に策定する令和9年度「こどもまんなか熊本・実現計画」(具体施策編)に意見を反映させることを目的としている。

※1「こどもまんなか熊本」は、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本である。

## 第3 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月19日(金)まで

## 第4 委託の内容

### 1 「こどもまんなか熊本」気運醸成事業 5,900千円以内

#### (1) 事業概要

- ・「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、こどもや子育て世代を社会全体で支える気運の醸成を図ることと併せて、「こどもまんなか熊本」の認知度向上のため、幅広い世代の県民の興味・関心を他構えるための周知広報等を実施すること。
- ・取組み開始後は定期的に見直しを実施し、必要に応じた改善等の対応を行うこと。

#### (2) 事業の内容等

##### ア 周知・広報等 4,800千円以内

(ア) 本県(子ども未来課)が所有の動画等を活用したデジタルサイネージ等における周知・広報

- ・本県(子ども未来課)が所有している動画やバナーを活用し、デジタルサイネージ及びその他の媒体(インターネット等)を中心に広報すること。
- ・実施した広告毎に、リーチ数、インプレッション数等結果を集約し検証・分析を行うこと。
- ・デジタルサイネージについては、3か所以上で実施すること。

(イ) Instagramにおける周知・広報

- ・本県（子ども未来課）がアカウントを所有しているInstagramを運用・管理すること（投稿やコメントへの返信対応等）。
- ・Instagramに投稿する静止画及び記事を月2本以上作成することし、フォロワー数を増やすため、閲覧者の目を引く投稿内容にすること。
- ・本県（子ども未来課）が別途作成する動画（13本程度）、静止画（13枚程度）及び記事についても、投稿すること。
- ・フォロワー数を増やすため、効果的なハッシュタグを使用すること。

(ウ) 各種イベント等を活用した周知・広報

各種開催されるイベント（こども・若者、子育て世代等が参加するイベントを想定）やショッピングモール等にブース等を設け、「こどもまんなか熊本」の認知度向上にむけた周知・広報を実施すること。

a 回数

- ・4回以上実施（県央・県北・県南各1回以上）することし、秋のこどもまんなか月間である11月には必ず1回以上実施すること。

b 開催場所

- ・こども・若者、子育て世代が気軽に訪れるイベントやショッピングモール等で開催すること。

c その他

- ・「こどもまんなか熊本」の取組みを分かりやすく説明するパネル等を制作し、展示すること。
- ・本事業で制作するグッズの配布も可能とし、グッズを配布する場合は、必ず本県（子ども未来課）がアカウントを所有しているInstagramのフォロワー（フォロワーの登録）になってもらうこと及びアンケートを実施すること。グッズの配布やアンケート内容等については、事前に県と協議の上決定すること。
- ・アンケートについては、その結果を2週間以内に県へ報告すること。

(エ) 「こどもまんなか熊本」ロゴマークを活用した周知・広報

- ・「こどもまんなか熊本」ロゴマークを活用したい民間企業（よかボス企業）を募り、当ロゴマークを活用した周知・広報を行うため、次のとおり実施する。
  - a 受託者は窓口を設け、民間企業（よかボス企業）からの申請を受付ける。
  - b 申請書等について、一次審査（対象者の確認や申請に誤りがないか等の審査）を行う。申請書等に不備がある場合は、申請者へ補正の依頼を行う。
  - c 一次審査が終了後、速やかに県へ申請書等を提出する（補正がない場合は、受付から1週間以内に提出）。
  - d 県は最終審査を行い、使用許可書等を作成の上、受託者へ送付する。
  - e 受託者は、県から送付された使用許可書等を申請者へ送付する。
- ・また、民間企業（よかボス企業）からの問合せ等がある場合は、丁寧に対応すること。

## イ グッズ作成 1, 100千円以内

### (ア) 周知・広報するためのグッズ作成

- ・本県（子ども未来課）が所有しているピンバッチ（100個以上）、ネックストラップ（100本以上）、クリアファイル（300枚以上）及びポッシュバック（簡易的なもの）（400枚以上）を作成すること。
- ・その他、「こどもまんなか熊本」ロゴマークを活用した各種広報グッズ（2種類以上、各種400個以上）を作成すること（こども・子育て世帯が活用しやすいグッズを想定）。
- ・デザインについては、可能な範囲で少数サンプルを実際に作成し、事前に県と協議の上、決定し作成すること。

### (3) 実施スケジュール

- ・令和8年6月まで 周知・広報の内容決定、グッズ案作成、
- ・令和8年7月まで グッズ納品
- ・令和9年3月まで 周知・広報の実施

## 2 こども・若者等の意見聴取事業 2, 000千円以内

### (1) 事業概要

- ・令和8年度「こどもまんなか熊本・実現計画」（具体施策編）の個別テーマ（3個程度）に応じた意見聴取を行う。
- ・事業の実施にあたっては、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>）の内容を参考とすること。

### (2) 事業の内容等

#### ア こども未来創造会議の開催・運営

##### (ア) こども未来創造会議の開催等

###### a 全般

- ・こども未来創造会議を円滑に進めるため、こどもや一般の方にもわかりやすい「こどもまんなか熊本・実現計画」の概要版を作成すること。
- ・ファシリテーターを設置するとともに、必要に応じて、サポーター（※2）と代弁者（※3）、記録係を設置すること。  
※2 サポーター:大学生や同じ経験をもつユース等、こども・若者と近い目線・価値観で意見の表明を支える者。  
※3 代弁者:意見を表明しにくいこども・若者の意見を聴き取り的確に代弁する者。
- ・参加者へアンケートを実施し、その結果を2週間以内に県へ報告すること。

###### b 座談会型（小学生以外）

- ・7月から9月頃の間に関が指定するテーマ（3個程度）について、こども・若者等から対面形式で3回以上（県央、県北、県南（天草含む）において各1回

以上) 意見聴取する場(以下、「座談会型」という。)を設けること。

- ・また、参加者へアンケートを実施し、その結果を2週間以内に県へ報告すること。

c 座談会型(小学生)

- ・7月から9月頃の間小学校3～6年生程度(申込み日が属する年度末時点の年齢が9歳～12歳)が集まる場所(例:放課後児童クラブ等)に出向いて、対面式で4回以上(県央、県北、県南、天草において各1回以上)意見聴取すること。
- ・場所については、原則、受託者が開拓すること。また、関係機関へ丁寧に説明するとともに、日程等その他必要な事項について調整すること。

(イ) 参加者の募集等(上記2(2)ア(ア) bのみ)

- ・申し込みフォーム及び様式を作成の上、WEB及び対面により参加者を募集(各回20名以上)することとし、民間の広報誌(各種WEB媒体含む)等、個別テーマに応じた有効な周知・広報を行うこと。
- ・募集は、こども未来創造会議開催(最初に開催する会議)の4週間程度前から実施すること。
- ・こども未来創造会議は個別テーマを設けたうえで実施することから、そのテーマに応じた参加者を募集するとともに、熊本県との関係性(在住・在学、在勤、出身等)を有する者とし、県内の地域性(県央、県北、県南(天草含む))を考慮した構成とすること。なお、区分は以下のとおりとする。
  - a 中学生・高校生程度(申込み日が属する年度末時点の年齢が13歳～18歳)
  - b 大学生程度(申込み日が属する年度末時点の年齢が19歳～24歳)
  - c 低年齢層(乳幼児)等を育児中の子育て世代及び子育てに興味がある者
  - d 保育・教育の現場で働く者
- ・応募者が対象年齢であることを、健康保険証や学生証、聞き取りなどにより確認すること。なお、応募者が未成年の場合は、保護者の同意を得ていることを書面により確認すること。
- ・応募者のリストの作成及び管理・運営(個人情報管理)を適切に行うこと。

(ウ) 意見の分析・調査・意見のまとめ

- ・こども未来創造会議(各回)の終了後に速やかに意見の集計及び分析・調査を行い、結果、考察及び参加者の意見を体系的にわかりやすくとりまとめた「意見のとりまとめ」を、原則2週間以内に作成すること。内容等については県と協議の上、決定すること。

(3) 実施スケジュール

- ・令和8年8月頃まで こども未来創造会議の日程・場所の確定、参加者の募集・確定
- ・令和8年9月頃まで こども未来創造会議開催
- ・令和8年10頃月まで 意見のとりまとめ

## 6 委託費用に含まれる経費

委託事業の実施に必要となる諸経費（消費税を含む）

※備品の取得は、対象外とする。

※パソコン等の汎用性が高い電子機器を使用する場合は、リース契約等で対応すること。

## 7 成果品

- (1) 精算書（収支の内容が確認できるもの）
- (2) 実施報告書（電子媒体）
- (3) 周知広報グッズ一式
- (4) その他、本業務実施にあたり作成、収集した資料一式

※受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに県が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

## 8 その他

- (1) 上記第4の委託内容については、事前に県と協議の上、決定すること。
- (1) 当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権はすべて熊本県に帰属するものとし、受託者は熊本県の当該著作権に係る行為について著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、十分注意するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (3) 発注者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について可能な限り協力する。
- (4) 業務の実施体制については、下記のとおりとする。
  - ①業務全体を統括するための責任者（以下「統括責任者」という。）、「こどもまんなか熊本」気運醸成事業担当者、こども・若者等の意見聴取事業担当者を各1名置くこと。
  - ②統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、県へ提出すること。
  - ③統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に県へ口頭もしくは書面で報告すること。
- (5) 隔週に1回程度、対面またはウェブ会議にて業務スケジュール表をもとに事業の進捗状況等の協議を実施することとし、実施後に簡易な議事録を作成（協議した内容、主な意見及び協議の結果が分かるように作成）の上、県と共有すること。
- (6) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、本仕様書に定めのない事項については、県と十分協議の上、決定すること。